

平成29年10月26日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 今村 定臣

「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」の一部改正について  
(平成29年度税制改正に伴う認定医療法人制度の延長・拡充)

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課長が各都道府県衛生主管部(局)長宛に通知した『「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」の一部改正について』に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

上記通知は、平成29年10月6日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について(平成29年度税制改正に伴う認定医療法人制度の延長・拡充)」(年税第45号、地 I 第185号)でご案内した「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日付け医政支発0929第1号)についての一部改正を周知するものです。

上記通知の主な改正点は以下の通りです。

- 1 本文 引用条文号数の訂正
- 2 別添様式4 書類付表1 社員等の親族等の全てについて記載を求めていたが、  
利害関係を有する者に限定  
書類付表2 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」について  
直近3会計年度を記載することを明記

また、この度の平成29年度税制改正に伴う認定医療法人制度の延長・拡充の概要等につきましては、上記の平成29年10月6日付け都道府県医師会担当理事宛通知文でご説明しておりますが、改めてご説明いたします。

認定医療法人制度(持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行計画の認定を受けた医療法人に対する相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置)につきましては、平成28年12月28日付け都道府県医師会長宛通知文「平成29年度税制改正について」におきまして、本会の要望が実現し、医療法改正を前提として、3年延長(平成29年10月1日～)するとともに、認定医療法人について移行の際の贈与税を課税しない等の拡充措置が講じられる旨をご案内しておりますが、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日付け医政支発0929第1号)により、改正後の認定医療法人制度の詳細が示されたものです。

平成29年度税制改正による税制措置に伴い、医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年改正法」という。)が改正され、平成18年改正法附則第10条の3第1項に規定する、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画に対する厚生労

働大臣の認定に係る認定期限が3年間延長されるとともに、認定要件等が見直されました。

なお、今回の措置は、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関心をお持ちの会員の皆様にとりまして、大変重要なものであることから、是非とも、詳細につきまして税理士等の専門家にご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以下、「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日付け医政支発0929第1号)について補足説明いたします。

- ・ 認定医療法人制度の概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。
- ・ 認定要件の一つである「社会保険診療等に係る収入が全体の8割超」とする要件につきましては、予防接種による収入の割合が高い小児科診療所等へ特段の配慮を求める本会の要望が認められ、定期予防接種及び一定の任意の予防接種による収入も社会保険診療等を含めて算定されることとなりました。

(別添文書)

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」の一部改正について  
(厚生労働省医政局医療経営支援課長)
- 別紙「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日付け医政支発0929第1号)新旧対照表
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成29年9月29日付け医政支発0929第1号)改正後全文
- 参考資料 持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長(厚生労働省、平成29年10月)

医政支発1018第1号  
平成29年10月18日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
(公 印 省 略)

「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」  
の一部改正について

「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日付け医政支発0929第1号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため、通知いたします。

貴職におかれましては、これを御了知の上、引き続き医療法人への指導、助言により一層のご配慮をいただくようお願いいたします。

(別紙)

「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」(平成 29 年 9 月 29 日付け医政支発 0929 第 1 号)

新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> 第 1 (略) 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1・2 (略) 3 移行期限(同項第 <u>3</u> 号) (略) 4 (略) 第 3～第 7 (略)  別添様式 1～3 (略) 別添様式 4 1～9 (略) <u>「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類」</u> の記載要領 (略)	<p style="text-align: center;">記</p> 第 1 (略) 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1・2 (略) 3 移行期限(同項第 <u>2</u> 号) (略) 4 (略) 第 3～第 7 (略)  別添様式 1～3 (略) 別添様式 4 1～9 (略) <u>「運営に関する証明書類」</u> の記載要領  (略)

(書類付表1) (略)

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

(1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者(以下「社員等」という。)について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者(出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む)ごとに、その者(本人)の親族等(親族関係を有する者及び特殊の関係がある者)のうち当該医療法人と利害関係を有するものをすべて記載すること(利害関係の詳細については、医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類の3「経理内容」及び書類付表2に記載すること。)。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ～ニ (略)

(2)～(5) (略)

(6) (1)のとおり、申請時に添付を要する明細表については社員等及び社員等の親族等のうち当該医療法人と利害関係を有する者のみを記載するものとするが、別途、社員等のすべての親族関係を有する者及び特殊の関係がある者について、当該医療法人との利害関係の有無を確実に確認すること。

(書類付表2) (略)

「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1～11 (略)

12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」

直前に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等に対して、

(書類付表1) (略)

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

(1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者(以下「社員等」という。)について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者(出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む)ごとにそれぞれ別葉として、その者(本人)のすべての親族等(親族関係を有する者及び特殊の関係がある者)を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ～ニ (略)

(2)～(5) (略)

(新設)

(書類付表2) (略)

「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1～11 (略)

12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」

医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

(書類付表 3) (略)

別添様式 5 ~ 別添様式 9 (略)

(書類付表 3) (略)

別添様式 5 ~ 別添様式 9 (略)